

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 条 例——	
(議会事務局)	2
(#00	_
—— 告	
○公示送達(保険医療課)	5
○公示送達(高齢福祉課)	6
○市道路線の供用開始に関する告示	
(土木管理課)	7
○公示送達(税務課)	8
○放置自転車の撤去、保管(土木管理課)	9
○公示送達(税務課)	9
○公示送達(税務課)	10
○市道路線の認定に関する告示	
(土木管理課)	11
○市道路線の変更に関する告示	
(土木管理課)	11
○市道路線の区域に関する告示	
(土木管理課)	12
○市道路線の供用開始に関する告示	
(土木管理課)	13
○亀岡市公の施設の指定管理者の指定	
(財産管理課)	14
○公示送達 (税務課)	15
—— 公 告——	
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検査課)	15

○亀岡市公営住宅システム構築業務に係	
るプロポーザル参加者の募集	
(建築住宅課)	21
○事業計画変更の認可 (都市計画課)	26
○施行地区及び設計の概要を表示する図	
書の縦覧(都市計画課)	27
○都市計画法に関する工事完了の公告	
(都市計画課)	28
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検査課)	28
○農用地利用集積計画の縦覧	
(農林振興課)	32
○公募型プロポーザル方式による事業者	
の選定 (人権福祉センター)	32
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変	
更による計画書の縦覧 (農林振興課)	33
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検査課)	33
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検査課)	37
任免及び辞令	
教育委員会欄	
—— 規 則 ——	
○児童生徒の入学すべき学校区を指定す	
る規則の一部を改正する規則の一部改	
正	42
—— 告	
- D. I. I. N I. D. I.	

○指定文化財の指定

44

45

上下水道部欄

—— 告 示 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の 告示

条 例

亀岡市ポイ捨て等禁止条例をここに公布する。

令和2年2月13日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市ポイ捨て等禁止条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨ての防止等について必要な事項を定めることにより、市、事業者等、所有者等及び市民等が一体となって良好な生活環境を確保し、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた空き缶、空き瓶、プラスチック容器 その他の容器をいう。
 - (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューイン ガムのかみかす、紙くず、ビニールその他 これらに類する物をいう。
 - (3) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等を回収 容器、吸い殻入れその他定められた場所以 外の場所に捨てることをいう。
 - (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、 若しくは滞在し、又は市内を通過する者を いう。
 - (5) 事業者等 市内において事業活動を行う 者又は市内で活動する団体をいう。
 - (6) 所有者等 市内において、土地又は建物

を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

- (7) 公共の場所 公園、道路、河川、広場、 その他これらに類する場所をいう。
- (8) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に 隣接する土地で、所有者、占有者又は管理 者が使用していないものをいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、 必要な施策を総合的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策実施について、市民等、 事業者等、所有者等及び関係行政機関に対し て協力を要請することができる。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、この条例の目的を達成する ため、市が実施する施策に協力しなければな らない。
- 2 市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び家 庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻 等を持ち帰るなど清潔で快適なまちづくりの 推進に努めなければならない。

(事業者等の責務)

- 第5条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。
- 2 事業者等は、当該事業所及びその周辺並び に事業活動を行う地域において、清潔で快適 なまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 缶、瓶、プラスチック容器その他の容器に 収納している飲食料又はたばこ等の製造、販売等をする事業者等は、ポイ捨てを防止する ため、空き缶等及び吸い殻等の適正な回収及 び再資源化に努めるとともに、広報活動等を 通じて一般消費者に対する啓発に努めなけれ ばならない。
- 4 容器に収納した飲食料を自動販売機により 販売する事業者等は、当該自動販売機の設置 されている場所又はその周辺に当該自動販売

機により販売した空き缶等の回収容器を設置 するとともに、当該回収容器を適正に管理す るよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

- 第6条 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。
- 2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物において、清潔で快適なまちづくりの推進のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、 占有し、又は管理する場所にポイ捨てをして はならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第8条 犬、猫その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者又は管理者は、 当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、 占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理し なければならない。

(空き地の管理)

第9条 空き地の所有者等は、繁茂する雑草、 枯れ草その他かん木類又は投棄された廃棄物 等を放置して周辺の生活環境を損なうことの ないよう、常に空き地を適切に管理しなけれ ばならない。

(ポイ捨て防止重点地域の指定等)

- 第10条 市長は、ポイ捨ての防止及び空き地 の管理等が特に必要であると認められる地域 をポイ捨て防止重点地域として別に指定する ことができる。
- 2 市長は、前項に基づきポイ捨て防止重点地域を指定し、変更し、又は解除したときは、 これを告示しなければならない。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、第7条から第9条までの規

定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第12条 市長は、正当な理由なく前条の規定 に従わない者に対し、履行期限を定めて、必 要な措置を命ずることができる。

(代執行)

- 第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。(過料)
- 第14条 第7条及び第8条の規定に違反した 者が、第12条の規定による命令に違反した ときは、5万円以下の過料に処する。

(地域清掃協力員)

第15条 市長は、地域における清潔で快適な まちづくりに資するための啓発活動及び自主 活動を促進するため、亀岡市地域清掃協力員 を委嘱することができる。

(かめおか環境デー)

- 第16条 市は、市民等、事業者等及び所有者 等の清潔で快適なまちづくりの推進に関する 理解及び関心を深め、積極的に清潔で快適な まちづくりの推進に関する活動を行う意欲の 醸成を図るため、かめおか環境デーを設ける。
- 2 かめおか環境デーは、毎年5月30日とする。
- 3 市は、かめおか環境デーにふさわしい事業 を実施するよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(亀岡市環境美化条例の廃止)

2 亀岡市環境美化条例(平成17年亀岡市条 例第8号)は、廃止する。

告 示

亀岡市告示第12号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和2年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	医 9 0 百炔寸				き者
		送達する書	類	住所	氏 名
1	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
5	更正決定 通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
6	更正決定 通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
7	更正決定 通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略

15	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第13号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により告示する。

令和2年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和元年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

住 所	氏 名
省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項 の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第14号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和2年2月 10日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和2年2月10日から 令和2年2月25日まで一般の縦覧に供する。

令和2年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路	線	名	供用開始区間	供用開始 延 長	幅員
01266	01266 亀 岡 駅 北 線		北線	亀岡市追分町谷筋7番先から	440.00m	18.00m
01200	亀 岡	河八	41 形	亀岡市追分町下島21番3先まで	440.0011	∼ 78.00m

亀岡市告示第15号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和2年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和元年度 第4期 市府民税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第16号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和2年2月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 撤去した区域
 - JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 - JR並河駅前自転車放置禁止区域
 - IR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時 令和2年2月12日(水) 午後1時~午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 6台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日~土曜日 午前10時~午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台 2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引き取りのない自転 車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課 電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第17号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

令和2年2月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類督促状 令和元年度(平成31年度)市府民税(普通徴収) 第4期
- 2 送達を受けるべき者住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

亀岡市告示第18号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不 明であるため、亀岡市総務部税務課において保 管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付 する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

令和2年2月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類 督促状 令和元年度(平成31年度) 市府民税(普通徴収) 第4期
- 2 送達を受けるべき者住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

亀岡市告示第19号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。 その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	D. 数 数	起点
	路線名	
01010	っ カジマ 1 1 円 舶	亀岡市追分町一本木28番5先
01313	スタジアム1号線	亀岡市追分町下島20番3先
01214	フカジマルの見始	亀岡市追分町下島7番3先
01314	スタジアム2号線	亀岡市追分町下島12番4先

「掲示済」

亀岡市告示第20号

市道路線の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号		路	糸	泉	名			
01308	保	津	橋	追	分	線	変更前	
01308	不	伴	作前	坦	N	形的	変更後	亀岡市追分町下島20番3先 亀岡市保津町下中島12番4先

「掲示済」

亀岡市告示第21号

市道路線の区域に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように 決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和2年2月18日から 令和2年3月3日まで一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	ng ýá <i>b</i> z	起点	延長	最小幅員
番号		路		最大幅員	
01313	スタジアム1号線	亀岡市追分町一本木28番5先	594.00m	9.00m	
01313	1313 スタンノム1 号線	亀岡市追分町下島20番3先		12.00m	
01314	スタジアム2号線	亀岡市追分町下島7番3先	93.00m	14.00m	
01314	・		93.00m	14.00m	
01200	01200 亿	亀岡市追分町下島20番3先	154, 60m	10.50m	
01308 保津橋追分線	亀岡市保津町下中島12番4先	104.00m	13.50m		

亀岡市告示第22号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和2年2月 18日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和2年2月18日から 令和2年3月3日まで一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	nt vá tr	路線名 終点		最小幅員
番号	号 路 線 名 			最大幅員
01313	亀岡市追分町一本木28番5先		594, 00m	9.00m
01313	01313 スタジアム1号線	亀岡市追分町下島20番3先		12.00m
01314	314 スタジアム 2 号線	亀岡市追分町下島7番3先		14.00m
01314		亀岡市追分町下島12番4先		14.00m
01308 保津橋 i	保津橋追分線	亀岡市追分町下島20番3先	154.60m	10.50m
	休 伴 愉 足 刀 脉	亀岡市保津町下中島12番4先	154.0011	13.50m

亀岡市告示第23号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年亀岡市条例第4号)第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
亀岡市七谷川野外活動センター	千歳町自治会	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで
亀岡市社会体育施設(6箇所)	公益財団法人 亀岡市スポーツ協会	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで
亀岡市総合福祉センター	公益財団法人 亀岡市福祉事業団	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで
亀岡市曽我部いこいの家	曽我部町自治会	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで
亀岡市畑野健康ふれあいセンター	畑野町自治会	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで
J R 馬堀駅前、J R 並河駅前及び J R 千代川駅前自転車等駐車場	亀岡軽車両管理協同組合	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで
メディアス亀岡自転車駐車場	大井町自治会	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで
亀岡市移住・定住促進施設 「離れ」にのうみ	株式会社 ちいおりアライアンス	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで
亀岡市都市公園 (亀岡運動公園・さくら公園)	亀岡市パークコモンズ	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで

亀岡市告示第24号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

令和2年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類督促状 令和元年度(平成31年度)市府民税(普通徴収) 第4期
- 2 送達を受けるべき者住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

「掲示済」

公 告

亀岡市公告第7号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、 次のとおり公告する。

令和2年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務の概要等
 - (1) 業務の名称亀岡市庁舎設備運転管理業務委託
 - (2) 業務場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所(本館及び別館)
 - (3) 業務種別 保守·維持管理業務
 - (4) 業務概要 亀岡市庁舎設備運転管理業務
 - ア 設備日常運転保守管理業務
 - イ 建築物環境衛生管理業務
 - ウ 自家用電気工作物定期精密点検業務
 - 工 無停電電源装置定期点検業務
 - 才 消防用設備等法定点検業務
 - カ 防火・防災対象物定期点検業務
 - キ 非常用発電装置年次点検業務
 - ク 空調用熱源機器保守点検業務
 - ケ 空調自動制御保守点検業務
 - コ エレベーター設備保守点検業務
 - サ 自動扉保守点検業務
 - シ テレビ電波障害対策施設維持管理業務
 - ス 蓄熱槽冷温水水処理業務
 - セ 空調機用エアーフィルター取替清掃業 務
 - ソ 中央監視装置定期保守点検業務

- タ 水景施設水処理業務
- チ 市民ホール内設備定期点検業務
- ツ ごみ処理設備保守点検業務
- テ 庁舎大窓開閉装置機能保守点検業務
- ト 発注業務設計積算業務
- ナ フロン類使用業務用機器点検業務
- (5) 業務期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- (6) 最低制限価格 採用
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 「令和元年度 物品納入等に関する指名 競争入札参加資格者名簿」に登録しており、 第1希望又は第2希望が「23 保守管理業 務」であること。
- (2) 亀岡市へ2時間以内に到達できる範囲内 に、支援に駆けつけることのできる人員を 配置した本店(支店)又は営業所を有する こと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16 号)第167条の4の規定に該当していないこ と。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (5) 亀岡市庁舎又は亀岡市庁舎と同規模建物 (地上5階以上、かつ、延床面積2万㎡以上 で、なおかつ非常用発電機及びチラー等を 用いた空調設備を有する庁舎、オフィスビ ル又は類似施設)の設備運転管理を、単独 者で過去10年間に同一施設で5年以上継続 した実績を有すること。
- (6) 入札参加申請時に次の書類を提出できる

こと。

※設備運転管理業務委託仕様書 第4 当 業務に関し必要な要件等の1、2、4に関 する書類

1の各種許可証及び各IS09001・14001認 証の写し

2の(1)~(5)の要件を満たす配置予定業務 従事者名簿(様式第3号)

(氏名、業務経歴、資格の免許の写し を添付)

4の実績に係る契約書及び仕様書の写し

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律第2条第6号に規定する暴力団 員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは 営業所を代表する者で役員以外のものが 暴力団員である者又は暴力団員がその経 営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を 提供し、又は便宜を供与する等、直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、 又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知り ながらこれを不当に利用している者

- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれの ある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生 手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - (2) 類似業務委託実績書(様式第2号)
 - (3) 類似業務委託の実績を証明する書面(契約書及び仕様書等の写し)
 - (4) 「電気工事業」、「管工事業」及び「消防施設工事業」の許可とISO9001・14001の認証を受けていることを証明する書類の写し
 - (5) 配置予定業務従事者名簿(様式第3号)
 - (6) 入札参加資格を満たしていることの誓約書(様式第4号)

5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格	令和2年2月3日(月)	1 一般競争入札参加資格確認申請書
確認申請書等の配布期	午後1時から	(以下「確認申請」という。)等並び
間		に仕様書及び設計書等は、亀岡市入札
		情報公開システム(以下「入札情報公
		開システム」という。)の発注情報閲
		覧からダウンロードすること。
		2 やむを得ず窓口配布を希望する場合
		は、問い合わせのうえ配布期間内の受
		付時間中(令和2年2月3日は午後1時か
		ら4時まで、令和2年2月4日以降は午前
		9時から正午まで及び午後1時から4時
		まで)に契約検査課に来庁して入手す
		ること。
一般競争入札参加資格	令和2年2月12日(水)	入札に参加を希望する者は、当該の公
確認申請書等の受付	午前9時から正午まで及	告に示す提出資料を提出し、入札参加資
	び午後1時から午後5時ま	格の確認を受けなければならない。ま
	で	た、提出した書類に関し、契約担当者か
		ら説明を求められた場合は、それに応じ
	令和2年2月13日(木)	なければならない。
	午前9時から正午まで及	(1) 提出方法
	び午後1時から午後4時ま	持参又は郵送により提出するこ
	で	٤.
		なお、郵送の場合は書留にて、令

入札参加資格確認通知 書の送付	令和2年2月18日 (火) ま でに発送	和2年2月13日(木)午後4時までで契約検査課必着とする。また、郵時に契約検査課まで郵送した旨の語連絡をすること。 (2)提出書類 当該公告の「3 入札参加資格・認申請時の提出書類」に定める書 (3)その他 ア 提出書類作成等に要する費は、申請者の負担とし、提出さた書類は、公告で指定した。
古りた刊	てに先込	る。
確認申請等並びに仕様 書及び設計書等に関す る質問の受付及び回答		1 確認申請等に関する質問は、公告でいます期間内に契約検査課にて随時受けける。 2 仕様書及び設計書等に関する質問でいては、質問書(様式第5号)に行うこととし、E-Mailアドレスへ電メールにて提出すること。質問内容で簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。添付ファイルは、「Microsoft Wor 2010」(Windows版)で支障なく再できること。 口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契め、大きできること。 は、質問書を提出した旨を契め、大きできない。とがあるので留意すること。
	確認申請等に関する回答随時	1 確認申請等に関する質問の回答に いては、随時、原則質問者にのみ う。

	仕様書等に関する回答 令和2年2月25日 (火) 午後5時まで	 2 仕様書及び設計書等に関する質問の回答については、該当の公告に示す日までに電子メールにて参加者全員に回答する。 3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。 4 回答期日までに電子メールによる回答がない場合は、基本的に質問は無かったものとする。
入札日時	令和2年2月28日(金) 午前10時(厳守)	入札については、下記「5 入札に関 する留意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室(市役所4階)に持参すること。 (入札開始の10分前には到着を心掛けること。)
- (2) 入札回数は最大3回までとするので、入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書及び設計書等(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。

(6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「亀岡市庁舎設備運転管理業務委託」一式の金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

- ア 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者 の商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印(代理人の印を使用) しておかなくてはならない。
- イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称) 及び業務名を記載し押印のうえ、封筒の開口部を封印すること。(代理人が入札する場合は 当該代理人名を記載のうえ、代理人の印を使用)

なお、開札後予定価格の制限の範囲内 の入札がないときで再度の入札を行う場 合にあっては、この限りでない。

(9) 業務委託費内訳書の提出

ア 入札に当たっては、業務委託費内訳書を提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札を行う場合に おいては、業務委託費内訳書の提出を要 しない。

- イ 業務委託費内訳書の様式は自由である が、記載内容は閲覧図書として添付され ている「設備運転管理業務設計書(金抜 き原稿)」の項目と一致させること。
- ウ 業務委託費内訳書の表紙には、入札者 の商号又は名称及び代表者氏名、当該代 理人の氏名を記載して、押印しておかな くてはならない。

(10) 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(11) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を 無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札 に加わることはできない。

- ア 公告に示した競争入札に参加する者に 必要な資格のない者の入札
- イ 確認申請等に虚偽の記載をした者の入 札
- ウ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理 としての入札を含む。)をした者の入札
- エ 入札に関し、不正の利益を得るための 連合その他の不正行為をした者又はその 疑いのある者の入札
- オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」 により「参加資格有」の通知を受けた後、 指名停止措置を受けて開札時点において

指名停止期間中である者等、開札時点に おいて入札に参加する資格のない者の入 札

- カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定 することができない入札書で入札をした 者の入札
- キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は 不明瞭のため、入札参加者又は対象案件 を特定することができない入札書で入札 をした者のした入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等、入 札場の秩序を乱した者
- ケ 再度入札に付して最低価格札の発表を したにもかかわらず、当該最低価格以上 の価格で入札をした者
- コ 最低制限価格未満の価格で入札した者 サ 内訳書の提出を求めている場合に、内 訳書を提出せずに入札を行った者
- シ その他入札条件に違反した者

(12) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則 第1号)第110条の規定により作成された 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を もって有効な入札を行った入札者を落札 者とする。ただし、最低制限価格未満で 入札した者は、失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を した者が2人以上あるときは、直ちに当 該入札者にくじを引かせ、落札者を決定 するものとする。この場合において、当 該入札者のうち開札に立ち会わない者又 はくじを引かない者があるときは、これ に代えて当該入札事務に関係のない職員 にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定 する期日までに契約を締結しないときは、 落札者は当該契約の相手方となる資格を 失うものとする。

- (13) 本入札は、最低制限価格を設定して執行する。
- (14) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。
- 6 入札保証金 免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

- 8 契約保証金免除する。
- 9 契約書の作成の要否要
- 10 その他
 - (1) 入札参加者は、別添の仕様書及び設計書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
 - (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約 関係書類と一体のものとして、同等の効力 を有するものとする。
 - (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
 - (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該業務契約を締結しな いことがある。
 - (5) 確認申請等に虚偽の記載をした場合には、 当業務の入札に参加できないとともに、 岡市の指名停止措置を行うことがある。
 - (6) 以上に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
 - (7) 予定価格及び最低制限価格は、公表しないものとする。

11 契約に関する事務を担当する組織の名称、 所在地

〒621−8501

京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5041) (FAX番号 0771-25-5157)

E-Mailアドレス:

sikkou-kanri@city. kameoka. lg. jp ホームページ:

http://www.city.kameoka.kyoto.jp

「掲示済」

亀岡市公告第8号

亀岡市公営住宅システム構築業務に係るプロポーザル参加者を募集するので、次のとおり公告する。

令和2年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務概要
 - (1) 業務名 亀岡市公営住宅システム構築業務
 - (2) 業務の趣旨

亀岡市では15団地593戸(市営住宅:543戸、改良住宅:50戸)の市営住宅及び27戸の特定目的住宅、さらに府営住宅管理委託分として2団地32戸の管理運営を行っている。

これらの公営住宅の料金及び入居者管理 等については、平成24年度に亀岡市公営住 宅システムを導入し、法令等の改正等に伴 う機能改修を重ねながら運用を図ってきた。 しかし、平成30年4月に現行システムの サーバーのサポート期間が終了したことに 伴い、「(現行システムを維持したまま の)サーバー交換」又は「新システムへの 更新」のどちらかを行うことが必要になっ たため、考慮の結果、システムの機能性及 び拡張性、保守の体制、セキュリティー対 策等総合的な観点から広く業者を募り選考 することが望ましいと結論付け、新システムの構築業務等を委託するものである。

(3) 業務内容

本市の公営住宅の管理業務を効率的、正確かつ操作に誤りなく容易に扱えるシステムを構築するとともに、システムの安定動作を維持するため、システムの立ち上げから年度期間中の保守を行う。

(4) 業務の範囲

ア システムの構築・導入(基本ソフトの インストール及びカスタマイズ)

イ データの移行(旧データの移行及び必要なデータの作成)

- ウ システムの試験運用・保守
- エ データベースサーバー等の構築・導入
- オ 運用の支援等(操作マニュアルの作成 及び操作研修等)
- (5) 履行期間

システム契約締結日から令和2年9月25日まで

なお、令和2年10月1日から新システム で運用できるように、システムの試験運 用は履行期間内に完了すること。

(6) 業務委託金額の上限額 委託概算額 9,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16

- 号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要 取引先から取引停止等の事実があり、経営 状況が著しく不健全であると認められる者 でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第 17条の規定に基づく更生手続開始の申立て 又は民事再生法(平成11年法律第225号) 第21条の規定に基づく再生手続開始の申立 ての事実がある等、経営状態が著しく不健 全であると認められるものでないこと。
- (4) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (6) 参加希望者等(法人である場合にはその 役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所の代表者をいう。)が、暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定 する暴力団員に該当しないこと。
- (7) 突然のシステムトラブル発生時に、速やかに通常業務に復旧する対応ができること。
- (8) 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に、他の自治体において本業務と同等以上のシステムを構築した実績があり、かつ、公告日現在において、当該システムが稼働していること。

- 3 スケジュール
- (1) 参加希望業者の募集開始 令和2年2月3日
- (2) 参加表明書の提出期限 令和2年2月10日 午後5時まで
- (3) 質問の受付 令和2年2月12日から2月18日まで
- (4) 提案書等の提出期限 令和2年2月21日 午後5時まで
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング 令和2年2月27日
- (6) 審査結果の通知 令和2年3月
- (7) 業務委託契約の締結 令和2年4月上旬

4 参加表明手続

参加希望者は、以下の手続により、参加表明書等を提出し、2に掲げる資格を有するかの審査を受けなければならない。

審査の結果、資格を有しないと認められた 場合は、プロポーザルに参加できない。

- (1) 提出書類及び部数
 - ア 公募型プロポーザル参加表明書…1部
 - イ 会社概要(書式は任意で、パンフレットでも可)…1部
 - ウ 上記2(8)に掲げる業務実績を示す書類 (任意書式) …1部
 - エ 商業登記簿謄本(現在事項証明書又は 履歴事項全部証明書)…1部
 - オ 本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の3)、 市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)…1部
 - カ 誓約書、役員等調書(市所定様式)… 1部
 - キ 支店、営業所の場合、本社の委任状… 1部

- ※亀岡市競争入札参加資格を有している者は、エ、オ、カ及びキは不要
- (2) 提出期限 令和2年2月10日(月)午後5時必着
- (4) 提出方法 持参又は郵便(簡易書留に限る。)

5 提案書等の提出手続

上記の資格を有する参加希望者は、以下の 手続により提案書等を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び部数
 - ア 提案書…6部
 - ・A4判の任意様式で作成し、製本して提出すること。
 - ・提案内容は、会社概要(導入実績・営業所・従業員数等)・実施体制(実施スケジュール・データ移行・セキュリティー対策・担当者の実績等)・システムの機能(システムの特徴・機能性・拡張性等)などを具体的に記述すること。
 - イ 経費の概算見積書…1部
 - ・見積書の項目は、システムの構築・導入等経費・データベースサーバー等の 構築・導入等経費・システム導入後の ソフト・ハードの保守経費等を項目別 に計上すること。
 - ・ソフト・ハードの保守について、令和 2年度中の保守は構築業務に含めることとし、構築業務とは別に令和3年度 から5か年を保守期間として、月額の 保守経費を算出すること。
 - ・見積書は、消費税抜きの額とする。
- (2) 提出期限

令和2年2月21日(金)午後5時必着

(3) 提出先

令和2年3月16日発行

亀岡市まちづくり推進部建築住宅課

(4) 提出方法

持参又は郵便(簡易書留に限る。)

(5) 提案書の取扱い

ア 提出された提案書類等は、提出後にお いて内容の変更をすることはできない。

- イ 提案書類等の作成及び提出に係る経費 は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された提案書類等は返却しない。
- エ 提出された提案書類等は、提出者に無 断で使用しないが、候補者の選定を行う 作業に必要な範囲において複製を作成す ることがある。

6 質疑の受付及び回答

(1) 受付日時

令和2年2月12日(水)から2月18日 (火)までの午前8時30分から午後5時まで (土曜日・日曜日・祝日は除く。)

(2) 質問方法

ファックス又は電子メールでの質問のみ 受付する。

(事前に担当課への連絡を必要とする。)

(3) 回答期限

質問を受けた日から3日以内にファック ス又は電子メールで回答し、回答内容は提 案書提出者全員に周知する。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの日程 令和2年2月27日(木)

8 審査

提案書等の審査は、亀岡市公営住宅システ ム採用審議委員会において行い、評価の総合 点が最も高かった提案者を本業務委託契約候 補者として選定する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け

付けない。

9 評価基準

- (1) 企業の審査
- (2) 実施体制の審査
- (3) 提案内容の審査(システムの機能等)
- (4) 経緯の概算見積
- (5) 運用サポート(保守体制・職員操作研修 等)

10 失格

提案者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書類等、必要な書類をその提出期限 内に提出しない場合
- (2) 審査終了までの間に、国又は地方公共団 体等の指名停止の措置を受けた場合

1 1 契約手続

(1) 審査の結果、最も優れた提案書の提案者 と契約手続の協議(提案書の修正協議を含 む。)を行う。

なお、辞退その他の理由で契約できない 場合は、次順位者と契約交渉を行う。

- (2) 契約締結の手順は、次のとおりとする。
 - ア 選定した委託契約候補者と契約条件等 の協議を行い、協議が整い次第、随意契 約により業務委託契約を締結する。
 - イ 契約方法は、亀岡市財務規則(昭和40 年亀岡市規則第1号)に基づくものとす る。

なお、仕様書等に含まれない事項があ る場合は、双方で協議し決定する。

ウ 契約保証金は、亀岡市財務規則第122 条の規定により契約代金の100分の10以 上の額を納付する。ただし、同規則第 123条各号のいずれかに該当する場合は 免除する。

- 12 市予算が確保できなかった場合について 令和2年度予算が確定するのは令和2年3月 末頃の見込みであり、プロポーザルのプレゼ ンテーション及びヒアリングの実施を行う日 程は予算確定前である。市予算が確保できな かった場合、プロポーザルの審査結果にかか わらず、業務委託契約の締結が行えなくなる ことが考えられる。このように予算が確保で きず、契約の締結ができない場合であっても、 市は一切の賠償責任を負わない。
- 13 問い合わせ先

所在地:

621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部建築住宅課

電話番号:

0771-25-5048 (直通)

FAX:

0771-23-5000

e-mail:

kentiku-jutaku@city.kameoka.lg.jp

担当者:

建築住宅課 住宅係 木村

亀岡市公告第9号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 組合の名称

亀岡市大井町南部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年6月15日から令和3年3月31日まで

3 施行地区の区域

	区域	付記		区域	付記
大井町	並河堂又	全部	大井町	並河三丁目	一部
"	並河前脇	一部	"	南金岐重見	一部
"	並河熊田	一部	"	南金岐好実根	一部
"	並河亀ケ渕	一部	11	南金岐丁田	一部
"	並河深町	一部	薭田野町	太田古実根	一部
"	並河観並	一部	11	太田草田	一部
11	並河二丁目	一部			

4 事務所の所在地

亀岡市大井町並河一丁目21番1号

5 設立認可の年月日

平成21年6月15日

6 変更認可の年月日

令和2年2月5日

亀岡市公告第10号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第1条の2の規定により公告する。

令和2年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業の名称

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業

2 施行地区の区域

	区域	付記		区域	付記
大井町	並河堂又	全部	大井町	並河三丁目	一部
"	並河前脇	一部	"	南金岐重見	一部
"	並河熊田	一部	"	南金岐好実根	一部
"	並河亀ケ渕	一部	11	南金岐丁田	一部
"	並河深町	一部	薭田野町	太田古実根	一部
"	並河観並	一部	11	太田草田	一部
11	並河二丁目	一部			

3 縦覧に供する図書

施行地区及び設計の概要を表示する図書

4 縦覧期間

土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

亀岡市公告第11号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のと おり公告する。

令和2年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域 亀岡市大井町土田1丁目667 (関連区域)

亀岡市大井町土田1丁目1011の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 亀岡市千代川町千原2丁目9の3 石川住宅株式会社

「掲示済」

亀岡市公告第12号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年2月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号 水工第6号
 - (2) 工 事 名 西つつじケ丘配水池撤去工事
 - (3) 工事場所 亀岡市西つつじケ丘地内
 - (4) 工 事 種 別 土木一式工事
 - (5) 工 事 概 要 第一配水池

• 構造物撤去工

1式

• 仮設工

1式

・復旧工 1式

第二配水池

・構造物撤去工 1式

・仮設工 1式

• 復旧工 1式

(6) 予定価格(税込) 36,806,000円

【入札書比較価格(税抜) 33,460,000円】

(7) 工 期 契約日の翌日から令和2年8月12日まで

(8) 部 分 払 無

(9) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内、保証事業会社の保証が必要)

(10) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただ

- し、契約変更の増減額は対象外とする。)
- (4) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事(A等級対象工事)で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。)

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。(ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。)

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の 相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	令和2年2月13日(木)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後3時から	
設計図書等の閲覧期間	令和2年2月13日(木)	共通事項2のとおり
	午後3時から	
入札参加資格確認申請書等	令和2年2月19日(水)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	

	令和2年2月20日(木)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	令和2年2月21日(金)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	令和2年2月18日(火)	
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	令和2年2月25日(火)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	令和2年2月27日(木)	
	午後5時まで	
入札期間	令和2年3月2日(月)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	令和2年3月3日(火)	
	午前9時から午後3時まで	
開札日時	令和2年3月4日(水)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信

が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課(電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第13号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和2年2月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年2月13日以後、常時備え置く こととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第14号

令和2年度亀岡市立人権福祉センター隣保館 デイサービス事業業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、 次のとおり公告する。

令和2年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託事業

令和2年度亀岡市立人権福祉センター隣保 館デイサービス事業業務委託

平成14年8月29日付厚生労働省事務 次官通知に基づく隣保館設置運営要綱の特別事業として実施しているものであり、障がい者及び高齢者等が隣保館を利用し、創作・軽作業等のデイサービス事業を行うことにより、その自立を助長し生きがいを高めるため実施するものとする。

2 業務期間

契約日から令和3年3月31日まで

3 契約限度額

事業の委託料は、次に記載する金額の範囲 内で見積もる。

令和2年度 1,800,000円以下 ※上記金額は、消費税及び地方消費税を含 む。

4 その他

詳細は、「令和2年度 亀岡市立人権福祉 センター隣保館デイサービス事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領」による。

亀岡市公告第15号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和2年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年2月21日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第16号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年2月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号 水配替第5号
 - (2) 工 事 名 亀岡中部農地整備事業(曽我部工区)に伴う配水管移設工事(その2)
 - (3) 工事場所 亀岡市曽我部町地内
 - (4) 工事種別 水道施設工事
 - (5) 工 事 概 要 4工区

配水管 HPPE ϕ 150 L = 0.3m

HPPE ϕ 75 L = 0.1m

HPPE ϕ 50 L = 553. 2m

HIVP ϕ 50 L = 12. 9m

配水管仮設設置撤去 一式

(6) 予定価格(税込) 20,504,000円

【入札書比較価格(税抜) 18,640,000円】

(7) 工 期 契約日の翌日から170日間

(8) 部 分 払 無

(9) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内、保証事業会社の保証が必要)

(10) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書 (特記仕様書 3.配水管技能者の資格)及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争 入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、 随意契約、IVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。

また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。(ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。)

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等 の配布期間	令和2年2月26日 (水) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年2月26日 (水) 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等 の受付	令和2年3月3日 (火) 午前9時から午後5時まで 令和2年3月4日 (水) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年3月5日(木) 午後5時までに電子入札システムに より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年3月2日(月) 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年3月6日(金) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時 設計図書に関する回答 令和2年3月9日(月) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和2年3月11日 (水) 午前9時から午後5時まで 令和2年3月12日 (木) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年3月13日(金) 午前10時	電子入札システムによる

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

L+	. -	᠆.	~ \	
11:	石フ	$\overline{}$	沿	- 1

亀岡市公告第17号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年2月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事の概要等
 - (1) 工 事 番 号 公第1号
 - (2) 工 事 名 亀岡運動公園プール修繕工事
 - (3) 工事場所 亀岡市吉川町吉田地内
 - (4) 工 事 種 別 機械器具設置工事
 - (5) 工事概要 ウォータースライダー修繕工

FRPスライダーライニング補修 1式

遊具スライダー更新 1基

エアバタフライ弁修繕工

エアバタフライ弁更新 N=10個

マニホールド弁盤更新 N=2台

(6) 予定価格(税込) 9,884,600円

【入札書比較価格(税抜) 8,986,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から令和2年3月31日まで
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(10) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)が請求できる。

- (11) 最低制限価格
- 採用免除
- (12) 入札保証金
- (13) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿(工事)の「機械器具設置」に登録されている京都府内・大阪府内の本店、支店又は営業所であり、最新の経営事項審査で「機械器具設置」の平均欄に完成工事高があること。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等 の配布期間	令和2年2月27日(木) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年2月27日(木) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等 の受付	令和2年3月4日 (水) 午前9時から午後5時まで 令和2年3月5日 (木) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年3月6日(金) 午後5時までに電子入札システムに より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年3月3日 (火) 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年3月9日 (月) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時 設計図書に関する回答 令和2年3月10日(火) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和2年3月12日 (木) 午前9時から午後5時まで 令和2年3月13日 (金) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年3月16日(月) 午前10時00分	電子入札システムによる

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

任免及び辞令

荒木中浦中木武村澤崎道村田村田

(各 通)

木武木尾調米和中西平一廣依佳幸 恵博敬謙

足 立 名津美

亀岡市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員に委嘱します

任期は令和5年1月31日までとします 令和2年2月1日

福 井 英 昭(各 通)富 谷 加都子小 川 克 己

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

 山本 由美子

 (各通)

 並河愛子

 菱田光紀

亀岡市防災会議委員に委嘱します 任期は令和2年5月31日までとします 令和2年2月12日 櫻 井 康 久 亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します 任期は令和2年11月29日までとします 令和2年2月27日

教育委員会欄

規則

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月18日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第1号

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則の一部を 改正する規則

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則(平成30年亀岡市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中

Γ

亀岡小学校	三宅町・東竪町・西竪町・突抜町・横町・京町・呉服町・旅籠町・新町・矢田町・塩屋町・柳町・本町・紺屋町・荒塚町・西町・北町・内丸町・追分町・南郷町・北古世町の全域及び古世町・下矢田町・安町の一部の区域	亀岡中学校
城西小学校	河原町・余部町・宇津根町・北河原町の全域及び安町のうち亀岡小学校区以外の区域並びに曽我部町重利・大井町並河の一部の区域	
保津小学校	保津町全域	
つつじケ丘小学校	上矢田町・中矢田町の全域及び古世町・下 矢田町のうち亀岡小学校区以外の区域	
	西つつじケ丘・東つつじケ丘都台1丁目から3丁目・曙台1丁目から3丁目・篠町広田2丁目・3丁目の全域及び篠町篠・浄法寺・広田・森の一部の区域	東輝中学校
南つつじケ丘小学校	南つつじケ丘及び東つつじケ丘曙台4丁目 の全域	

を 「

亀岡小学校	三宅町・東竪町・西竪町・突抜町・横町・京町・呉服町・旅籠町・新町・矢田町・塩屋町・柳町・本町・紺屋町・荒塚町・西町・北町・内丸町・追分町・南郷町・北古世町の全域及び古世町・下矢田町・安町・余部町清水・保津町下中島の一部の区域	亀岡中学校
城西小学校	河原町・宇津根町・北河原町の全域及び安町・余部町のうち亀岡小学校区以外の区域 並びに曽我部町重利・大井町並河の一部の 区域	
保津小学校	保津町のうち亀岡小学校区以外の区域	
つつじケ丘小学校	上矢田町・中矢田町の全域及び古世町・下 矢田町のうち亀岡小学校区以外の区域	
	西つつじケ丘・東つつじケ丘都台1丁目から3丁目・曙台1丁目から3丁目・篠町広田2丁目・3丁目の全域及び篠町篠・浄法寺・広田・森の一部の区域	東輝中学校
南つつじケ丘小学校	南つつじケ丘及び東つつじケ丘曙台4丁目 の全域	

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市文化財保護条例(昭和43年亀岡市条例第43号)第6条第1項の規定により次のとおり 告示する。

令和2年2月27日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

次の文化財を、亀岡市指定文化財に指定する。

指定名称	種別	所有者	所在地
木造師子狛犬(一対) (鎌倉時代 13世紀前半)	彫刻	宗教法人 愛宕神社	亀岡市千歳町国分南山ノ口1
木造師子狛犬(一対) (鎌倉時代 13世紀後半)	彫刻	宗教法人 愛宕神社	亀岡市千歳町国分南山ノ口1
明智光秀書状 (戦国時代 16世紀後半)	古文書	一般社団法人 保津五苗財団	亀岡市古世町中内坪1 (亀岡市文化資料館寄託)
サンヤレ (火伏せの行事)	無形民俗 文化財	土ケ畑サンヤ レ保存会	亀岡市畑野町土ケ畑区

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第2号

亀岡市指定給水装置工事 事業者指定の告示

令和2年2月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者 として指定したので、亀岡市指定給水装置工事 事業者規程第10条第1号の規定により告示す る。

記

1 指定日

令和2年2月26日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
298	株式会社	代表取締役	亀岡市篠町柏原久
	ユーアークス	山本 優介	保垣内1-3、2F